

衆議院法務委員会ニュース

平成 26.10.29 第 187 回国会第 5 号

10 月 29 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第 183 回国会閣法第 30 号）

- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

横路孝弘君（民主）

- ・マネー・ロンダリング及びテロ資金対策に関し、F A T F（金融活動作業部会）の勧告及び相互審査等における我が国への指摘を踏まえ、これまで幾度となく国内法を整備してきたが、それにもかかわらず、平成26年6月27日にF A T Fは、金融機関などの顧客管理措置の不備等4項目について、日本政府に対して迅速に対処することを促す声明を行った。どういう点が問題になりこういう事態になったのか、財務省に伺いたい。
- ・6月のF A T Fの声明を受け、今国会において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正案」及び「国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案」が提出されているが、今回の法整備で、今後行われるF A T Fの第4次対日相互審査に対応できるのか、警察庁に伺いたい。
- ・非テロリストによるテロ資金等の収集・提供の罪の処罰対象者について、刑法の共犯規定で処罰すれば足りるのではないかと、また、これで対処できないということであれば、共犯に関する刑法総則を変更することになり、法制審議会において検討すべき事項となるのではないかと考えるが、法務省の考えを伺いたい。
- ・I S I L（イラク・レバントのイスラム国）の影響が東南アジアにも及んでいることに鑑み、アジアにおける対テロ・ネットワークを作り、積極的に推進する必要があると考えるが、外務省の考えを伺いたい。

高橋みほ君（維新）

- ・本年6月27日にF A T Fが、日本がマネー・ロンダリング及びテロ資金対策の不備に迅速に対応することを促す声明を出したが、必要な法整備をせず声明が出されることになった、その責任について、伺いたい。
- ・I S I Lへの参加のためにシリアへの渡航を計画した北海道大学の学生に対する刑法第93条の「私戦予備及び陰

謀罪」容疑による捜査に関して、私戦予備及び陰謀罪と本法案の資金等の提供等の罪との関係について伺いたい。また、学生と関係があるとされる古書店経営者、元大学教授、フリージャーナリスト等の行為は、本法案のどの規定に該当する可能性があるのか、伺いたい。

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、どのようなテロ対策を取っているのか、伺いたい。
- ・本年6月27日のF A T F声明ではパレルモ条約の締結と完全な実施についても指摘されているが、なぜ共謀罪についての法案を提出し成立させていく動きがないのか、伺いたい。

井出庸生君（維新）

- ・無期刑受刑者の仮釈放の数が減少し8年連続1桁台となり、平均在所期間も長期化している傾向について、伺いたい。
- ・本法案の資金等の提供等の犯罪化と刑法第93条「私戦予備及び陰謀罪」との関連及びその適用範囲について整理を行う必要があると考えているが、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案の資金等の提供等の罪及び「私戦予備及び陰謀罪」の両罪の構成要件に当てはまる場合、被告人又は弁護人がより刑の軽い「私戦予備及び陰謀罪」の適用を主張する可能性について、伺いたい。
- ・「私戦予備及び陰謀罪」を存続させるならば、本法案の資金等の提供等の罪との区別を明確にすべきと考えるが、見解を伺いたい。

三宅博君（次世代）

- ・日本人の拉致を行った北朝鮮はテロ国家であると考え、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・北朝鮮の下部組織として様々なテロ行為に協力してきた在日朝鮮人総連合会（朝鮮総連）はテロ組織であると

考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- 朝鮮総連に資金提供していた朝銀信用組合が破綻した際、救済策として公的資金が投入されたが、この資金援助はテロ行為への協力であり、本法律案の二次協力者の資金等の提供に該当するのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。